



2026年5月18日

各位

会社名 T O T O 株式会社
代表者名 代表取締役 田村 信也
 社長執行役員
コード番号 5332 (東証プライム、名証プレミア、福証)
問合せ先 経営企画部長 篠崎 孝文
(TEL : 03-6836-2024)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の当社第160期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の定員の変更

当社の取締役会は、より迅速かつ実効的な意思決定を行うと共に、取締役会の規模を適切化し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、現行定款第17条に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を、現在の14名から7名に減員するものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関の変更

剰余金の配当等については、従来の機動性を重視した「取締役会での決議」に加え、株主様との対話をより深化させるため、「株主総会の決議」によっても定めることができるよう、現行定款第38条を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (定員) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>14</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第7章 計算 (剰余金の配当等) 第38条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (定員) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第7章 計算 (剰余金の配当等) 第38条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める<u>ことができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月23日(火)

定款変更の効力発生日 2026年6月23日(火)

以上